

## 静岡県労働金庫 行動計画 (第1期)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

2. 内容

目標1 計画期間中に1人以上、男性職員が育児休業を取得する。

〈 対 策 〉

- ・男性の育児休業取得に関して周知する管理職向け研修を平成17年度上期中に実施する。
- ・意識啓発資料の作成と全職員への配布。

目標2 計画期間中に、育児時間の取得対象について「生後3年未満の子」を「子の小学校入学まで」とする見直し、および「子が生後1年未満の女性を除き、配偶者が子を養育できる状態にある者には付与しない」制限を緩和する見直しを実施する。

〈 対 策 〉

- ・平成17年度中に労使での協議を開始し、期間内での制度見直しを図る。

目標3 職業家庭両立推進のための研修を各階層別の研修に組み入れ、実施する。

〈 対 策 〉

- ・期間中に実施される研修に、仕事と家庭の両立に配慮する必要性について理解させる内容を組み込む。
- ・庫内報を活用した周知・啓発を実施する。